

いじめの防止等のための基本的な方針



城星学園小学校

はじめに

いじめは、児童の心身の成長に大きな影響を及ぼし、かけがえのない命さえも失いかねない極めて重大な問題であり、決して許されない行為であります。しかし、いじめは潜在化・陰湿化していることから、発見が難しくなっており、早急な対応による早期の解消が困難になってきている現状があります。現にいま、いじめに苦しんでいる児童が身近にいるかもしれません。

そこで、児童の身近にいる一人ひとりの教師が改めていじめの問題の重大性を認識し、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである」という認識のもとで、いじめの兆候をいち早く把握して、早期発見・早期解消に取り組むことが必要です。

いじめの問題の原因や背景については、児童を取り巻くさまざまな要因が絡み合っていると考えられますが、その解決にあたっては「いじめは絶対に許されない行為である」という強い認識のもと、いじめられている児童の立場に立って、本人や保護者の気持ちを十分に理解し、きめ細かな対応をとることが必要であります。そのためには、児童に積極的に関わり、教師と児童の信頼関係を深め、気軽に相談できる環境を構築し、児童の細かな変容をいち早くつかめるようになることです。

本校においては、校長を中心とした指導体制のもとに、創立者ドン・ボスコから受け継いだ「予防教育法」に則って、命を大切に、いじめをなくす指導をより一層進めるとともに、本マニュアルを全職員で熟読し、隠れたいじめがあるかもしれないという危機意識をもって、教師が児童にしっかり寄り添い、いじめやトラブルを初期の段階で発見し確実に解消する取組を行います。特に建学の精神に掲げられている「神を敬い、人を愛し、自然をたいせつにする『良心的な人間、よき社会人』の育成を柱に、校訓「友愛」(みんな仲良く)を目標とするものです。児童に対しては「ひかりのこ」の①…「人を大切にする子」として育てていきます。

また、全ての児童にとって、学校が安全で安心して学んだり遊んだりできる楽しい場所となるよう、学校・家庭が一体となった取組を推進していく所存です。

目次

はじめに

1 いじめの問題に関する基本認識	4
2 いじめの定義	5
3 いじめの態様	6
(1) いじめが与える苦痛	6
(2) いじめる原因や動機	7
4 いじめの問題に対する指導体制	8
5 早期発見のために	9
6 いじめられている児童への指導	10
7 いじめている児童への指導	11
8 学級への指導	12
○ 携帯・ネット上のいじめ等への対処方法	13
○ いじめ等に関する研修	14
○ 年間指導計画	14

1 いじめの問題に関する基本認識

いじめの問題は、全ての学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して防止対策や早期発見・早期解消に取り組むべき重要な課題です。

いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得るものであると認識するとともに、対応にあたっては次の点を踏まえ適切に行う必要があります。また、いじめに関与する問題行動への対応については、早期解消のため早めに関係機関との連携を図り、児童一人ひとりに応じた適切な指導・支援を積極的に進めていくことも必要なことです。

(1) いじめの報告件数が多いのが悪い学校ではない。いじめを早期に発見しチームで解決するのがよい学校という意識をもつ。

いじめの件数が少ないことのみをもって、問題なしとすることは早計です。

いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得るものであるという認識のもとで、自分の学級や学校において、いつでもいじめが発生し得るという危機意識を常にもっておくことが必要です。

いじめを見落とさないように、いじめ早期発見100%をめざす学校にしていきましょう。

(2) どのような場合においても、「いじめは許されない」、「いじめる側が悪い」ということを毅然とした態度で指導しなければなりません。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないことだという認識を待たなければなりません。

(3) いじめられている児童の立場に立った丁寧な指導を行う。

児童の悩みを親身になって受け止め、児童が発するサインをあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努めなければなりません。また、いじめを発見した場合は、いじめられた児童の安全確保を最優先に行うとともに、いじめられた児童が不安や恐怖心をもっていないかなど、具体的な内容をしっかりと聞き取る必要があります。

(4) いじめの問題は、教師の教育観が問われる問題である。

教師は、教育に対する情熱を示し、児童や保護者から信頼される指導に努めなければなりません。特に、いじめの問題については、個性や差異など多様性を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導が求められます。また、平素から宗教教育、心の教育を通して、かけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導する必要があります。

(5) いじめの問題は家庭教育の在り方と密接に関連しているので、家庭との連携を十分に行う。

いじめの問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担っていることから、保護者と十分に連携を図ることが必要です。いじめの問題の基本的な考え方は、保護者が責任をもって児童に徹底させる必要があります。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が重要となります。そのために、保護者と会する機会を活用して、多くの保護者と、家庭教育の重要性やいじめの問題などについて語り合うように努めましょう。

(6) 家庭・学校・地域などのすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要である。

いじめの防止や早期発見・早期解決に向けて、すべての関係者がそれぞれの立場からその役割を果たすことが必要です。また、地域との協力体制の構築も急務とされています。

2 いじめの定義

【いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年から以下の通り定義されている】

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われると認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(注1) 「いじめられた児童の立場に立って」とは、いじめられた児童の気持ちを尊重することである。

(注2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級やクラブ活動の者、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人間関係のある者を指す。

(注3) 「財産に対する被害」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

3 いじめの態様

(1) いじめが与える苦痛【文部科学省調査の区分から】

冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。

心理的苦痛、仲間はずれ、集団による無視をされる。

ICT機器やスマートフォン、携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

<物理的苦痛>

金品をたかられる。

軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

<暴力的苦痛>

ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

<その他>

- いじめの態様としては、心理的苦痛を与えるものが最も多く発生しています。
- 暴力的苦痛は心理的苦痛が、物理的苦痛は心理的苦痛と暴力的苦痛が重複することが考えられます。
- いじめられている児童にとっては、どれをとっても大変な苦痛であることを認識しなければなりません。

ん。

(2) いじめの原因や動機

① 人間関係のトラブルから

学校のように集団で生活すれば、自分の考えや意見に対しての違いや対立が生じ、人間関係のトラブルが発生するのは当然です。児童は、これらのトラブルを経験し、課題の解決に至るプロセスの中で人の関わり方や社会性を身に付けていくものです。しかし、このようなトラブルは、児童間でうまく解決することができず、いじめへと発展することがあります。学校は、いじめへ発展する前のトラブルの段階で発見し、問題が後を引くことがないように指導していくことが必要です。

② 遊びや面白半分から

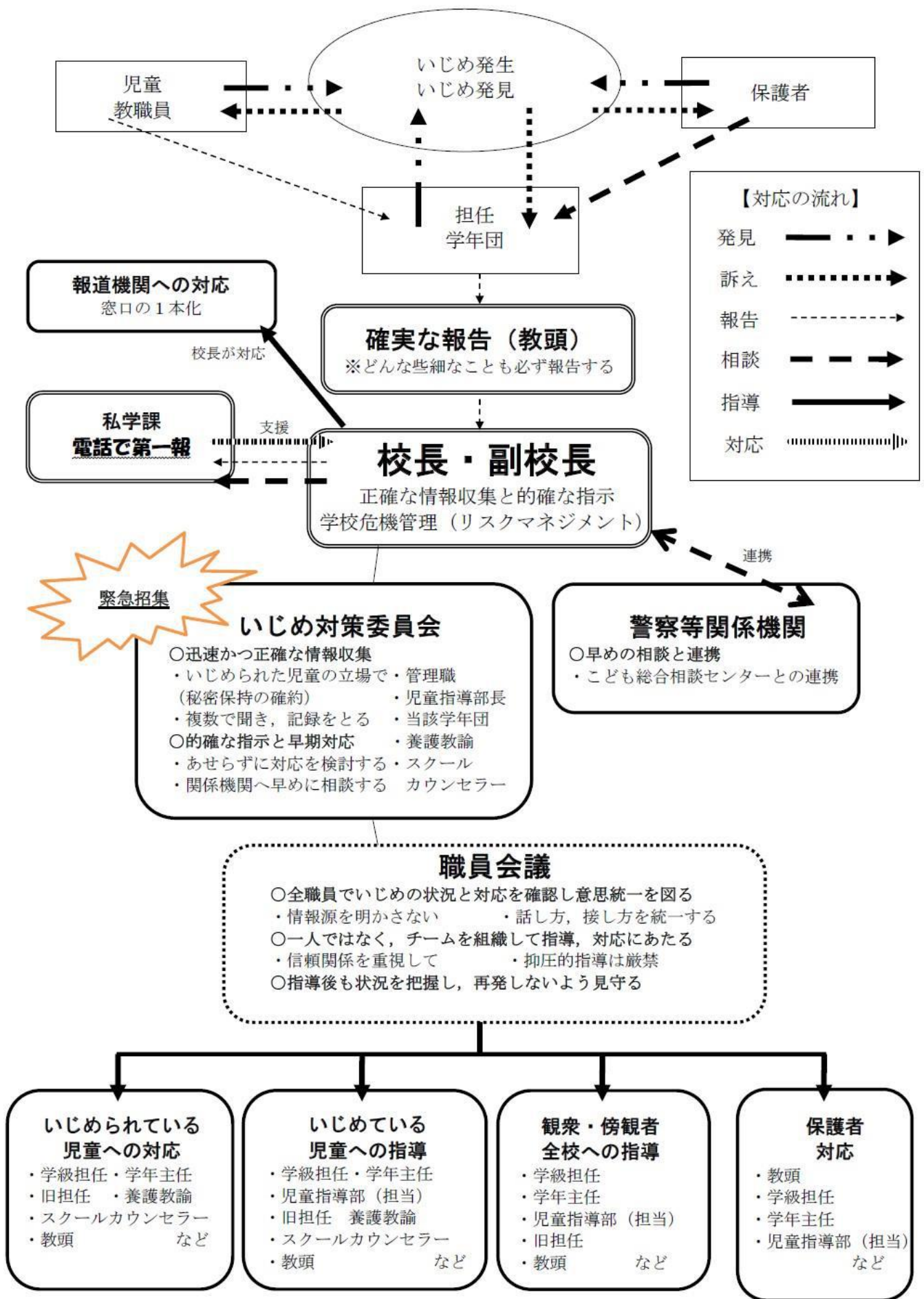
最初は、遊びや面白半分から始まり、次第にエスカレートして、いじめへと発展していくもので、グループ内で一人をからかったり、仲間外しにしたりすることなどが代表的な行為です。この場合、いじめている側の多くが、いじめを行っているという意識をもっていないのが特徴です。また、いじめられている児童も「遊びだから」、「一緒に遊びたいから」などの理由から我慢することがあり、いじめがひどくなったときには相談できなくなっていることがあります。学校で楽しく遊んでいるように見えても、遊びの中にいじめがないかなど注意しながら、児童個々の様子をよく観察していくことが必要です。また、子どもたちの中で「いじり」と称される行為も「いじめ」であるとの認識をもって対処する必要があります。

③ 暴力的・計画的なもの

暴力的苦痛や恐喝などの物理的苦痛を与えるような暴力的ないじめは、教師や保護者など大人にわからないようにして、計画的に継続して行われることがあります。このような場合は、いじめられている児童が恐怖を感じたり、いじめている児童が口止めしたりすることから発見が非常に難しくなり、深刻な状態や追い込まれた状態にならないと発見されないことが考えられます。

学校は、このようないじめが起こる可能性や、その他がないか常に注意し、日常的に児童の様子や変化をきめ細かく観察するように心がけなければなりません。

4 いじめの問題に対する指導体制



5 早期発見のために

いじめは、潜在化の傾向にあり、発見するのが難しくなっていると言われますが、学校でいじめを発見するのは教師の役目です。小学校低学年の時期は、子どもの様子から発見するのも容易ですが、成長するとともに大人に話さなくなり、発見が難しくなります。

教師は感性を磨き、いじめは「どの学校でも、どの子にも起こり得る」という認識のもとで、児童が発するどんな小さなサインも見逃さず、「いじめ早期発見100%」をめざして取り組まなければなりません。

(1) 教師一人ひとりの違った視点と豊かな感性による日常的な児童の観察及び理解

- ・時間を確保し、なるべく児童と一緒にいるように努める。
- ・全職員の違った視点により、児童の表情、態度、言葉遣い、持ち物、交友関係などを日常的に観察し、児童が発するサインを見落とさないようにする。
- ・担任を中心に、生活ノートや班ノート等を活用して児童理解に努める。
- ・定期的に面談や学校生活アンケート調査を実施する。
- ・ドン・ボスコ子ども未来センター（教育相談室）を効果的に活用する。

(2) 日々の情報交換と迅速な報告による初期段階での組織的な対応

- ・気になる児童がいた場合は、必ず担任に伝えるとともに確実に教頭へ報告する。
- ・職員朝礼や休み時間等において日常的に情報交換を行う。
- ・児童指導部や学年部会における定期的な情報交換を実施する。
- ・養護教諭、スクールカウンセラー等からも情報を収集する。
- ・初期段階の情報であっても、組織的に迅速な対応を行い早期解消に努める。

(3) 家庭・地域との連携を密にした情報交換

- ・気になることは、家庭に連絡するとともに、家庭からも情報がもらえる信頼関係をつくる。
- ・地域で児童生徒のトラブルやいじめを発見した場合は、確実に連絡をしてもらう。

◎ なぜ子どもは、いじめのことを大人に相談しないのか？

児童はいじめられても、なかなか保護者や教師などの大人に打ち明けません。なぜ、打ち明けられないのでしょうか。次のことを参考にして、児童との接し方を工夫してください。

○ 児童が、教師に相談しない理由として考えられるもの

- ・教師に相談しても解決しないとあきらめている。
- ・「お前にも悪いところがある」と言われたくない。叱られたり、責められたりしたくない。
- ・「自分が悪いから、自分が弱いからいじめられても仕方ない」と考えており、助けを求めない。
- ・誰も、自分のことを理解してくれるとは思えない。
- ・打ち明けることを恥と考える傾向にある。また、いじめられるような弱い人間だと思われたくない。
- ・打ち明ければ、いじめが更にひどくなると思っている。
- ・脅されたり、弱みを握られたりして、恐怖から相談できない。
- ・相談したら、親に知らされる。（親には、知られたくない、心配をかけたくない。）
- ・誰にも頼りたくない。自分のことは自分で解決しなければと思っている。
- ・深く心を傷つけられた混乱と恐怖のなかで、誰も信用できない。

6 いじめられている児童への対応

いじめられている児童を発見した場合は、どんな場合においても、いじめられている児童の立場に立って対応し、「いじめられる側にも問題がある」などと、当該児童を追い詰めるようなことは、決してあってはなりません。教師は、徹底的に聞き役に回って、当該児童の辛い気持ちを、まずは理解するように努めましょう。

(1) 基本的な姿勢

① いじめられている児童の立場に立って対応する。

いじめは絶対に許されないものであるという認識で、いじめの解消に全力を尽くさなければなりません。

② いじめの状況を把握し、いじめられている児童の安全確保を最優先に行う。

③ 家庭と連携して児童をしっかりと見守る。

④ いじめが解消した後も、いじめが再発していないか観察を続ける。

(2) 事実の確認

※ 秘密を守ることを約束してから

- ① いつごろから
- ② 何をきっかけに
- ③ 誰から（何人から）
- ④ どこで
- ⑤ どんなやり方で
- ⑥ 何をされた

(3) 事実確認の聞き方

1つ1つ確認する。

- ① 話をうなずきながら聞く。
- ② 本人の訴えた言葉を繰り返しながら聞く。
- ③ 話が混乱しているときには、内容を整理して聞く。
- ④ 分からないことは質問してよいが、無理強いをしない。
- ⑤ つらい中で本人が努力していることを認め、ねぎらう。

7 いじめている児童への指導

いじめは、絶対に許されるべきものではありません。どんな理由があるにせよ、「いじめる側が悪い」、
「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で指導に当たらなければなりません。

(1) 基本的な姿勢

- ① まずは、いじめをやめさせ、いじめられている児童の安全を確保する。
- ② いじめは絶対に許すことができない問題であることを厳しく指導する。
- ③ いじめは、いかなる理由があっても認められないものである。
- ④ いじめた責任は、謝れば終わりというものではない。いじめられた児童が、安心して学校生活を送れるようにすることが責任をとることであることを、いじめた児童にしっかり指導する。
- ⑤ 当該児童との信頼関係を築き、当該児童自身の問題行動の解決を図る。

8 学級への指導

いじめは、いじめられた児童といじめた児童だけの問題ではなく、周りの児童の態度によって、いじめは助長されたり、抑止されたりします。そこで、いじめは当事者だけの問題ではなく、周りにいる観衆、傍観者といわれる人たちの存在が大きいことを児童に理解させる必要があります。

全教職員による協力体制のもとで、児童一人ひとりの自己肯定感を高め、観衆や傍観者をつくらない学級経営に努めましょう。

(1) 基本的な姿勢

① 全ての児童に、いじめは絶対に許すことができない問題であることを厳しく指導する。

② 観衆や傍観者も加害者になることを理解させる。

③ いじめをなくす活動を、児童が自ら取り組むように指導する。

④ いじめを抑止する学級集団づくりに努める。

◎ 観衆（面白がったり、はやし立てたりする児童生徒） ※いじめを助長する存在

① いじめが面白いと思っている。

② いじめられている児童へ不快感をもっている。

③ 仲間はずれにされるのではないかと怖がっている。

◎ 傍観者（無関心や止めさせるかなど葛藤している児童） ※いじめを支持する存在

① 無関心な児童

・人間関係や人との関わりに無関心で、自分の関心があるものにしか気が向かない。

・周りでひどいことが行われていても関わらず、勝手なことをする。

② 葛藤している児童

・正義感があるが、いじめを抑止する勇気がない。

・「次は自分がいじめられるのでは」などの不安がある。

(2) 指導のポイント

- ① いじめを助長したり、抑えたりするのは、周りにいる人たちの態度で決まることを指導する。
 - ・観衆や傍観者も加害者になるという自覚を深めさせる。
 - ・「それがいじめだ」と指摘することの必要性和大切さを徹底して指導する。
- ② いじめられている側にも問題があるという考えは許されない。
- ③ 具体的な事例をもとに指導する。
 - ・当該児童を傷つけないように十分に配慮しながら、実際にあった事例を用いてみんなに考えさせる。
 - ・いじめられている側の心の痛みや苦しみを理解させ、いじめを止められなかった自分たちの行動について気づかせる。
- ④ 相手の気持ちや立場を思いやる心を育て、自己肯定感を高める教育をする。
 - ・他人に優しくしたり、優しくされたりする経験を増やし、意識に落とし込む。
 - ・思いやりのある行動を取り上げ、みんなで共有し広める。
 - ・日常生活や体験活動を通して、温かい人間関係を築く。
- ⑤ 「命」を大切にすることを指導、思いやりの気持ちを育てる指導などドン・ボスコの「予防教育」に基づいた心の教育を徹底させる。
- ⑥ 児童自らが、児童会活動を通して、いじめの防止や解消に取り組むように指導する。

○ 携帯・ネット上のいじめ等への対処方法

児童への携帯電話やスマートフォンの普及に伴い、有害サイトへのアクセス、悪質な誹謗・中傷の書き込みにより事件や事故に巻き込まれるなど、児童が被害者や加害者になる可能性が高くなっています。

本校では、令和4年9月に大阪府教育委員会から出された「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」を参考に教職員・保護者の研修を実施し、児童の指導に活用してまいります。

○ いじめ等に関する研修、指導計画

教職員対象校内研修 年2回 「いじめの防止等のための基本的な方針」の再確認

4～6年児童とその保護者対象講習 年1回 「サイバー犯罪防止」管轄警察

宗教朝会・宗教科道徳でいじめ防止に関する内容を盛り込む

全校で、ひかりのこアンケート（旧いじめに関するアンケート調査・学校生活アンケート調査）

を随時実施。

2016年4月1日より実施

※2024年4月改定